

2025年度版『民法教材』補足資料
(令和8年4月1日以降の試験から対象となります。)

令和6年5月17日に成立し、同月24日に公布された「民法の一部を改正する法律」が令和8年4月1日から施行されることに伴い、民法教材に修正が必要となっております。

■令和8年4月1日改正民法施行に伴う民法問題集（02-MP24）の修正箇所（正誤の判別に影響は生じていません。）

補足・修正箇所	現行	補足・修正後
No.7 ア 解説	「親権は、父母の婚姻中は、 <u>父母が共同して行う</u> 。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。」(818条3項)とされている（ <u>親権共同行使の原則</u> ）。したがって、未成年者に対する同意権（5条1項本文）は、原則として親権者が共同で行使しなければならず、一方の同意だけでは足りない。	「親権は、 <u>父母が共同して行う</u> 。」(824条の2第1項柱書)とされている（ <u>親権共同行使の原則</u> ）。したがって、親権者が2人いる場合において、未成年者に対する同意権（5条1項本文）は原則として親権者が共同で行使しなければならず、一方の同意だけでは足りない。
No.138 イ 解説	債務者の総財産を目的とする一般の先取特権は、 <u>共益の費用、雇用関係、葬式の費用、日用品の供給によって生じた債権</u> について認められる（306条1号～4号）。	債務者の総財産を目的とする一般の先取特権は、 <u>共益の費用、雇用関係、子の監護の費用、葬式の費用、日用品の供給によって生じた債権</u> について認められる（306条1号～5号）。
No.339 イ 解説	「…… <u>離婚の時から2年を経過したときは、この限りでない</u> 。」	「…… <u>離婚の時から5年を経過したときは、この限りでない</u> 。」
No.340 肢2 解説	「夫婦間でした契約は、婚姻中、いつでも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる。」(754条本文)。もっとも、判例（最判昭33.3.6）は、 <u>夫婦関係が破綻に瀕しているような場合になされた夫婦間の贈与は、取り消すことができない</u> としている。	「夫婦間でした契約は、婚姻中、いつでも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる。ただし、 <u>第三者の権利を害することはできない</u> 。」とする規定（旧754条）は、令和6年の民法改正（令和8年4月1日施行）により削除された。
No.340 肢5 解説	夫婦の一方は、①配偶者に不貞な行為があったとき、②配偶者から悪意で遺棄されたとき、③配偶者の生死が3年以上明らかでないとき、④配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき、⑤その他婚姻を継続し難い重大な事由があるときに限り、離婚の訴えを提起することができる（770条1項1号～5号）。もっとも、「 <u>裁判所は、前項第1号から第4号までに掲げる事由がある場合であっても、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる</u> 。」（同条2項）とされており、 <u>裁判所は、770条1項1号から4号までに規定する具体的離婚原因の事由を認定した場合であっても、離婚の請求を認めない</u> ことができる。	夫婦の一方は、①配偶者に不貞な行為があったとき、②配偶者から悪意で遺棄されたとき、③配偶者の生死が3年以上明らかでないとき、④その他婚姻を継続し難い重大な事由があるときに限り、離婚の訴えを提起することができる（770条1項1号～4号）。もっとも、「 <u>裁判所は、前項第1号から第3号までに掲げる事由がある場合であっても、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる</u> 。」（同条2項）とされており、 <u>裁判所は、770条1項1号から3号までに規定する具体的離婚原因の事由を認定した場合であっても、離婚の請求を認めない</u> ことができる。
No.351 肢1 解説	「親権は、父母の婚姻中は、 <u>父母が共同して行う</u> 。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。」(818条3項)とされている（ <u>親権共同行使の原則</u> ）。 「 <u>父母が共同して行う</u> 」とは、父母の共同の意思に基づき決定することであり、必ずしも共同名義である必要はなく、 <u>父母の一方が他方の同意を得て単独名義で行使することもできると解されている</u> 。	「親権は、 <u>父母が共同して行う</u> 。」(824条の2第1項柱書)とされている（ <u>親権共同行使の原則</u> ）。「 <u>父母が共同して行う</u> 」とは、父母の共同の意思に基づき決定することであり、必ずしも共同名義である必要はなく、 <u>父母の一方が他方の同意を得て単独名義で行使することもできると解されている</u> （最判昭32.7.5）。
No.351 肢2 解説	実子が非嫡出子であるときは、分娩の事実により、母が単独親権者となる。父が認知した場合についても同様である。もっとも、「 <u>父が認知した子に対する親権は、父母の協議で父を親権者と定めたときに限り、父が行う</u> 。」(819条4項)とされており、父が認知した場合において、父母の協議で父を親権者と定めたときは、父が単独親権者となることのできる。なお、父母が婚姻した場合は、父母が共同して親権を行う（818条3項参照）。	「 <u>父が認知した子に対する親権は、母が行う。ただし、父母の協議で、父母の双方又は父を親権者と定めることができる</u> 。」(819条4項)とされており、父が認知した場合において、父母の協議で父を親権者と定めたときは、父が単独親権者となることのできる。